

自動車税継続検査(構造等変更検査)用納税証明書交付申請書

宮城県 県税事務所長 殿

下記自動車について、自動車税の滞納がないことの証明書を交付してください。

申請年月日	年 月 日			
申請者 (署名または記名捺印)	電話 ()			
登録番号	宮城・宮・仙台	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
車台番号	下4桁の番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
所有者(使用者) の氏名(名称)				
※ 記載事項不備の場合は、運転免許証等により本人の確認ができた場合を除き、交付できません。				

車検証の住所・氏名と現住所・氏名(婚姻等により姓が変わった場合)が異なる場合は下記に御記入願います。

現住所	(郵便番号 -)
氏名	
電話番号	()
受任者氏名 (代行者氏名)	

注)「自動車税継続検査(構造等変更検査)用納税証明書」は、継続検査又は構造等変更検査を受ける場合に限り申請することができます。

なお、継続検査(構造等変更検査)用以外の自動車税納税証明書を申請するときには、納税義務者からの委任状(納税義務者本人が運転免許証・健康保険証等を提示した場合を除く。)・印鑑・手数料が必要です。

県機関使用欄 (この欄は、記入不要です。)

発行区分	1 証明書	2 納付書	3 自動車検査票 保安基準適合証 (証明印) 押印
発行番号	第 号	摘 要	<input type="checkbox"/> 運転免許証確認
車検有効満了日	年 月 日		
契 印			
送付先入力日	年 月 日		
送付先入力処理者			

記載上の注意

申請書の記載にあたっては、以下の項目を必ず記入ください。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者氏名・捺印（法人申請は代表者印、シャチハタ印は不可）
申請者（委任を受けた方を含む）御本人が氏名を自筆で記入された場合は印鑑の捺印を省略できます。ただし、ゴム印や複写（コピー）等を使用して記載した場合及び法人申請の場合には捺印が必要です。
- (3) 自動車登録番号
「宮城」・「宮」・「仙台」の該当する方に○印を付けてください。
- (4) 車台番号下4桁の番号
自動車検査証（車検証）に記載のある車台番号の下4桁の数字を記入してください。
- (5) 所有者(使用者)の氏名(名称)
自動車の申請年度の4月1日現在の所有者（割賦販売により所有者がディーラー等になっている場合は使用者）が自動車税の納税義務者となります。申請年度の4月1日以降に名義変更で所有者（使用者）を変更した場合は、現在の車検証に記載してある所有者（使用者）の名前を記載してください。
(注意) 上記の事項をすべて正しく記載等できない場合には、証明書の発行ができません。
次の(i)(ii)の書類を追加添付してください。
(i)申請者御本人が確認できる運転免許証等証明書の写（コピー）
(ii)委任された方の場合：納税義務者からの委任状

申請するために必要な書類

- 1 自動車税継続検査・構造等変更検査用納税証明書交付申請書（様式第121の2） 1枚
- 2 自動車検査証（車検証）の写（コピー） 1枚
- 3 最近10日以内位に自動車税を納税された方は、領収書の写（コピー） 1枚
- 4 ※郵送による申請の場合
所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用封筒 1枚

※ 自動車税継続検査・構造等変更検査用納税証明書交付申請手数料は無料です。

その他注意事項

- (1) 自動車税がすべて完納になっていることを確認してください。都合により納期限から遅れて納税した場合、延滞金がかかることがあります。下記県税事務所に照会してください。
- (2) 自動車税継続検査・構造等変更検査用納税証明書は、継続検査または構造等変更検査を受ける場合に限り申請することができます。

用紙の提出にあたって

- 1 当該様式は宮城県用です。他の自治体への申請には使用しないでください。
- 2 記入に際して不明な点等ございましたら、下記の事務所までご相談ください。

① 大河原県税事務所 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎1階 電話 0224-53-3112 FAX 0224-53-1438
② 仙台南県税事務所 〒982-0011 仙台市太白区長町7-22-20 電話 022-248-2986 FAX 022-249-4098
③ 仙台中央県税事務所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階 電話 022-715-0625 FAX 022-215-1585
④ 仙台中央県税事務所 扇町出張所 〒983-0034 仙台市宮城野区扇町3-3-10 (交通会館内) 電話 022-232-5702 FAX 022-232-5710
⑤ 仙台北県税事務所 〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎3階 電話 022-275-9122 FAX 022-273-9929
⑥ 塩釜県税事務所 〒985-0024 塩竈市錦町5-28 電話 022-365-4194 FAX 022-362-5694
⑦ 北部県税事務所 〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎3階 電話 0229-91-0704 FAX 0229-23-6138
⑧ 北部県税事務所栗原地域事務所 〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎2階 電話 0228-22-2123 FAX 0228-22-9438
⑨ 東部県税事務所 〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎3階 電話 0225-95-1520 FAX 0225-93-9020
⑩ 東部県税事務所登米地域事務所 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階 電話 0220-22-6114 FAX 0220-22-8162
⑪ 気仙沼県税事務所 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎1階 電話 0226-24-2531 FAX 0226-24-3096